

クラウド情報セキュリティ監査制度規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（以下、「協会」という）が、公正かつ公平な情報セキュリティ監査がクラウドコンピューティングサービスにおいて実施され、クラウドコンピューティングサービスにとって有益なものとして情報セキュリティ監査が機能し、もって公益の増進に寄与するために、品質が保たれた情報セキュリティ監査を実施したクラウドコンピューティングサービスを標章する制度（クラウド情報セキュリティ監査制度（英文：Cloud Information Security Management Audit System）と称する）について規定するものである。

第2条（対象）

この制度に参加する者は下記の要件を満たす者とする。

1. 情報流通の自由と安全性についてその重要性を理解し、適正な安全性の評価についての責任を果たし、安全性を高める行動を継続している法人
2. 暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力または暴力主義的破壊活動を行う恐れがある団体及びその構成員ではないこと
3. 故意または重大な過失によりクラウドサービスの情報セキュリティを脅かす行為あるいはかかる活動を行なう第三者を支援、援助等したことがないこと、又はその恐れがないこと
4. 本協会またはこの法人と類似する目的を有する団体から除名等の不利益処分を受けたことがないこと
5. わが国の安全保障を脅かす懸念がないこと

第3条（クラウド情報セキュリティ監査）

クラウド情報セキュリティ監査は、クラウドコンピューティングサービスを業とする者が、そのサービスの基本リスクへの情報セキュリティ対策に関し協会の定めに従って実施する言明（以下、「CS 言明」という）を対象として行われる、標準と定める情報セキュリティ監査とする。

第4条（自主監査と適合監査）

1. クラウド情報セキュリティ監査の種別は、自主監査と適合監査とする。
2. 自主監査は、基本言明要件の一部またはすべてが含まれる CS 言明書に対して、被監査主体の内部の監査人により、監査標準手続に従って行われたものとする。
3. 適合監査は、自主監査のうち、被監査主体から独立した外部の監査人による外部評

価手続の結果に基づき、標準と定める情報セキュリティ監査として認められたものとする。

第5条（CS マーク）

- 1、協会は、CS 言明書の内容がクラウド情報セキュリティ監査により確認されたことを示すための標章として、クラウドセキュリティ・マーク（「CS マーク」と略称する。）を定めるものとする。
- 2、CS マークの種別は、CS シルバーマークと CS ゴールドマークとする。

第6条（クラウド情報セキュリティ監査人）

- 1、協会は、クラウド情報セキュリティ監査の自主監査を行う力量がある監査人をクラウド情報セキュリティ内部監査人と認定することができる。
- 2、協会は、クラウド情報セキュリティ監査の適合監査を行う力量がある監査人をクラウド情報セキュリティ外部監査人と認定することができる。

第7条（クラウド情報セキュリティ外部監査人の登録）

- 1、クラウド情報セキュリティ外部監査人の登録は、協会が資格登録者名簿に登録事項を記録することによって行う。
- 2、クラウド情報セキュリティ外部監査人の登録者名簿は、協会がこれを公開する。

第8条（基本リスク）

第3条の基本リスクは、クラウドサービスにおいて事業者が基本的に対応すべきリスクとし、協会がこれを定める。

第9条（標準と定める情報セキュリティ監査）

第3条の標準と定める情報セキュリティ監査の要件は、協会がこれを定める。

第10条（監査標準手続）

第4条2項の監査標準手続は、クラウド情報セキュリティ監査のための監査手続の標準とし、協会がこれを定める。

第11条（外部評価手続）

第4条3項の外部評価手続は、クラウド情報セキュリティ外部監査人が自主監査の品質を評価するために、協会がこれを定める。

第12条（CS マークの使用許諾）

- 1、協会は、自主監査が実施された言明範囲のクラウドコンピューティングサービスを業とする会員の申請により、その者に CS シルバーマークの使用を許諾することができる。
- 2、協会は、基本言明要件のすべてに対して適合監査が実施された言明範囲のクラウドコンピューティングサービスを業とする者の申請により、その者に CS ゴールドマークの使用を許諾することができる。

第13条（CS マークの使用許諾の取消又は解除）

- 1、協会は、使用を許諾した CS マークの申請に瑕疵があると認めるときは、その使用許諾を取り消すことができる。
- 2、協会は、CS マークの使用許諾を受けた者による CS マークの不正使用を認めるときは、その使用許諾を解除することができる。
- 3、協会は CS マークの使用許諾を受けた者が、第 2 条 1 項から 5 項の要件を満たしていないと認めた場合には、その使用許諾を取り消すことができる。

第14条（制度の維持）

協会は、クラウド情報セキュリティ監査制度の維持のため、次に掲げる事項に関し必要な措置を講ずるものとする。

1. CS マークの信頼性を維持すること
2. クラウド情報セキュリティ監査の品質を維持すること
3. 第 6 条に規定するクラウド情報セキュリティ監査人の品位と力量を維持すること

第15条（制度の活用）

協会は、クラウド情報セキュリティ監査制度を活用し、クラウドサービスに関わる情報セキュリティの普及を促進する活動を行うことができるものとする。

第16条（権限又は事務の委任と監督）

- 1、クラウド情報セキュリティ監査制度に関わる協会の権限は、その会計に関わる事項を除き、JASA-クラウドセキュリティ推進協議会（以下「協議会」とする。）に委任する。ただし、協会が自らその権限を行使することを妨げない。
- 2、クラウド情報セキュリティ監査制度の運営に関わる協会の事務は、協議会に委任する。ただし、協会が自らその事務を行うことを妨げない。
- 3、協会は、協議会に委任された第 1 項の権限又は第 2 項の事務の実施の状況について、協議会に対し報告を求めることができる。
- 4、協会は、協議会に委任された第 1 項の権限又は第 2 項の事務の実施に関し改善が必要であると認めるときは、協議会に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命

ずることができる。

第17条（規程の変更等）

この規程を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第18条（会計）

クラウド情報セキュリティ監査制度の会計に関わる事項は、幹事会の議決を経なければならない。

第19条（細則）

この規程の施行について必要な細則は、協議会の議決を経て、これを定める。

附 則

この規程は、平成27年1月29日より適用する。

この規程は、平成28年3月9日より適用する。

この規程は、平成29年7月20日より適用する。

この規程は、令和1年7月12日より適用する。

この規程は、令和1年11月21日より適用する。